

# 仙台市立宮城野中学校父母教師会会則

## 第一章 総則

(名称及び事務局)

第1条 本会は、仙台市立宮城野中学校父母教師会（以下「本会」という。）と称し、事務局を同校内に置く。

(会 員)

第2条 本会の会員は、仙台市立宮城野中学校生徒の保護者（生徒の父母、またはこれに代わる者。以下同じ。）及び教職員をもって組織する。

2 保護者会員は、一家庭を一会員とする。

3 会員は、本会の活動にあたり、平等の権利と義務を有する。

(目 的)

第3条 本会は、会員相互の協力により生徒の健全な育成を図るとともに、会員相互の研修と親睦を深めることを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 学校と家庭の緊密な連絡提携

(2) 教育施設及び教育環境の改善

(3) 生徒の保護及び学習の奨励援助

(4) 会員相互の教養研修

(5) その他本会の目的を達成するために必要な活動

## 第二章 役員・組織

(役員構成)

第5条 本会の事務局に次の役員を置く。

(1) 本部役員

(2) 会計監査

(本部役員)

第6条 本会の運営に必要な活動を行うため、次の本部役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 3名

(3) 事務長 1名（教頭とする。教頭が複数人の場合は、副事務長とする。）

(4) 会計 2名以上（うち1名は教職員とする。）

(5) 庶務 会長が必要と認める人数

(会計監査)

第7条 本会の健全な活動を維持するため、会計を監査する会計監査を置く。

2 会計監査は2名とし、1、2学年委員会各監事から1名ずつ選出し、総会で決する。

(役員職務)

第8条 本部役員は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表して会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故等がある場合は、その職務を代行する。
- (3) 事務長は、本会の事務を掌理する。
- (4) 副事務長は、事務長を補佐し、事務長に事故等がある場合は、その職務を代行する。
- (5) 会計は、本会の会計事務を処理する。
- (6) 庶務は、本会の庶務及び各会議の議事を記録する。

2 会計監査の主な職務は、次のとおりとする。

- (1) 本会の会計事務を監査すること。
- (2) 会計事務の監査結果について、総会に報告すること。
- (3) 前号の報告のため、特に必要と認める場合は、総会の招集を請求すること。

(役員選出)

第9条 本部役員は、会員から選出し、総会において決する。

2 本部役員を選出するため、本会に役員候補者推薦委員会を設けることができる。

3 会計監査は、運営委員会において選出し、会長が委嘱する。

(任期)

第10条 役員は、任期は1年とし、毎年改選する。ただし、再任を妨げない。

2 期中に欠員が生じ、就任した役員は、前任者の残任期間とする。

(参与及び顧問)

第11条 本会には、参与及び顧問を置くことができる。

- 2 参与は、学校長とする。
- 3 顧問は、総会に諮り会長が委嘱する。
- 4 参与は本会の会務運営に参画する。
- 5 顧問の任期は1年とし、毎年改選する。ただし、再任を妨げない。

(組織の構成)

第12条 本会の目的に沿った活動を行うため、次の組織を置く。

- (1) 総会
- (2) 運営委員会
- (3) 本部役員会
- (4) 学年委員会・専門委員会・地区委員会

### 第三章 総会

(総会の構成)

第13条 総会は、全会員によって構成される、本会の最高議決機関である。

(総会の種別)

第14条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

- 2 定期総会は、年1回開催する。
- 3 臨時総会は、次の場合に開催することができる。
  - (1) 会長が必要と認めるとき
  - (2) 全会員の2分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき

(総会の招集)

第15条 総会は、会長が招集する。

- 2 総会を招集する場合は、会員に対し、会議の目的及びその内容並びに日時及び場所を示し、事前に通知しなければならない。

(総会の審議)

第16条 総会は、会長が議長となり、次に掲げる事項を審議し、議決する。

- (1) 事業計画、事業報告に関する事項
- (2) 予算、決算に関する事項
- (3) 役員の選任及び解任に関する事項
- (4) 会則の改正に関する事項
- (5) その他の重要事項

(総会の定足数)

第17条 総会は、全会員の2分の1以上の出席がなければ開催できない。ただし、委任状又は議決権行使書（以下「委任状等」という。）を提出した会員は、出席者とみなすものとする。

- 2 非常時等、本部役員会にて総会の開催が困難であると判断された場合は、前項によらず、書面（電磁的記録等を含む。以下同じ。）により開催することができる。

(総会の議決)

第18条 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 前条第2項により開催した場合は、書面により議決することができる。

(総会の議事録)

第19条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員の現在数及び出席者数（委任状等を提出した会員を含む。）
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果

- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその総会において選任された議事録署名人1名以上の署名をしなければならない。

## 第 四 章 運 営 委 員 会

(運営委員会の構成)

第20条 運営委員会は、総会に次ぐ議決機関であり、本部役員、参与及び学年委員会・専門委員会・地区委員会の各委員長（地区委員会については、各地区長とする。）をもって構成する。（以下「構成員」という。）

- 2 運営委員会は、構成員以外の会員に対し、出席を要請し、意見を述べるなどの協力を求めることができる。ただし、前項の構成員以外の会員は、議決権をもたない。

(運営委員会の招集)

第21条 運営委員会は、本部役員会にて必要と認めた場合は、会長が招集する。

(運営委員会の定足数)

第22条 運営委員会は、構成員の2分の1以上の出席がなければ開催できない。

(運営委員会の審議事項)

第23条 運営委員会は、会長が議長となり、次に掲げる事項を審議し、議決する。

- (1) 総会に付すべき事項
- (2) 総会において議決された事項の執行に関する事項
- (3) 臨時総会の開催に関する事項
- (4) 年間計画及び予算案に関する事項
- (5) その他議会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(運営委員会の議決)

第24条 運営委員会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## 第 五 章 本 部 役 員 会

(本部役員会の構成)

第25条 本部役員会は、本会の運営と活動が円滑かつ適正に行われるよう、執行部としての会務を担うものとし、本部役員及び参与をもって構成する。

(本部役員会の招集)

第26条 本部役員会は、必要に応じ会長が招集する。

(本部役員会の審議事項)

第27条 本部役員会は、会長が議長となり、次に掲げる事項を審議し、運営委員会に諮る。

- (1) 運営委員会に付議すべき事項
- (2) 総会又は運営委員会において議決された事項の執行に関する事項

- (3) 運営委員会の開催に関する事項
- (4) その他議会の議決を要しない会務の執行に関する事項

## 第六章 学年委員会・専門委員会・地区委員会

(学年委員会・専門委員会・地区委員会の構成)

- 第28条 各委員会は、本会の活動を円滑に運営するため、第4条の事業に沿って活動するものとし、会員から選出し、会長が委嘱した委員により構成する。
- 2 各委員の任期は1年とし、毎年改選する。ただし、再任を妨げない。

## 第七章 会計

(経費)

- 第29条 本会の経費は、会費、補助金及びその他の収入をもってこれに充てる。

(会費)

- 第30条 会員は、以下の会費を本会の指定する方法により納入するものとする。
- (1) 普通会費
  - (2) 臨時会費（会長が必要と認める場合に限る。）
- 2 前項の会費の額は、運営委員会で審議し、総会に諮り決する。
- 3 1の会費の徴収は仙台市立宮城野中学校に依頼することとし、納入時期や方法について一任する。

(事業年度及び会計年度)

- 第31条 本会の事業年度及び会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(会計監査)

- 第32条 会計の監査は随時これを行うことができる。

(会計報告)

- 第33条 収支計算書等を作成し、これを年1回総会で報告し承認を得る。

## 第八章 個人情報

(会員の個人情報の取扱いについて)

- 第34条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「個人情報取扱規則」に定め適正に運用するものとする。

## 第九章 雑則

(特別委員会の招集)

- 第35条 会長は、第3条の事業を行うため、必要があると認めた場合は、本部役員及び各委員で構成する特別委員会を招集することができる。

(作業部会の設置)

第36条 会長は、第3条の事業を行うため、必要があると認めた場合は、本会の会員により構成する作業部会を置くことができる。

(規程・細則)

第37条 本会の運営に必要な事項は、運営委員会の議決を経て、規程又は細則に定めることができる。

また、当該規程又は細則を改定、廃止する場合も同様とする。

2 規程又は細則を制定、改定、廃止した場合は、次期総会にて報告する。

## 附 則

この会則は、令和3年〇月〇日から施行する。

昭和44年 3月31日一部改正  
昭和44年12月22日一部改正  
昭和47年 3月21日一部改正  
昭和48年 2月27日一部改正  
昭和49年 4月24日一部改正  
昭和52年 4月21日一部改正  
昭和55年 4月25日一部改正  
昭和61年12月16日一部改正  
昭和62年12月16日一部改正  
平成 2年 4月28日一部改正  
平成 6年 3月 2日一部改正  
平成 8年 3月 6日一部改正  
平成 9年 3月 5日一部改正  
平成12年 2月28日一部改正  
平成15年 2月27日一部改正  
平成16年 2月26日一部改正  
平成17年 2月25日一部改正  
平成18年 4月21日一部改正  
平成19年 3月 9日一部改正  
平成19年 4月26日一部改正  
平成20年 4月30日一部改正

平成22年 2月 9日一部改正

平成27年 4月17日一部改正

平成28年 4月28日一部改正

平成31年 4月26日一部改正

令和 3年12月 8日全改正